

## 全建愛知豊橋支部 ホームページ利用規約

2005年3月3日

### 第1条(利用規約)

本利用規約は、全建愛知豊橋支部契約約款(以下「契約約款」といいます。)の一部を構成するものとします。次条所定の全建愛知豊橋支部組合員(以下「組合員」といいます。)が全建愛知豊橋支部が提供するホームページサービス(以下「サービス」といいます。)を利用する事項全てについて適用されるものとします。

### 第2条(利用目的)

組合員はサービスを通じて組合員同士及び協賛会社とのコミュニケーション活動を行なうことができます。組合員には各々異なるID・パスワードを配布し、個人情報の保護を行っております。次の各号の行為を行なわないものとします。

- (1)個人情報の漏洩行為。
- (2)犯罪となる行為又は犯罪に結びつく行為。
- (3)募金、カンパ、寄付、布施その他名目を問わず金品の交付を受けること又は出資を募ることを目的とする行為。
- (4)製品、サービスの販売のための組織、ネットワークの構築を目的とする行為。
- (5)顧客に関する情報の収集を目的とする行為。
- (6)全建愛知豊橋支部の許可なく全建愛知豊橋支部のロゴマーク等を用いる行為。

2. 組合員は、コミュニケーション活動を行う中で他の組合員又は第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の費用と責任で当該紛争を解決するものとします。組合員は、当該紛争が生じたことにより全建愛知豊橋支部が損害を被った場合は、全建愛知豊橋支部が被った損害を賠償するものとします。

### 第3条(組合員)

組合員とは、全建愛知豊橋支部組合員をいいます。

2. 組合員は、サービスの利用を開始する時点で本利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

#### 第4条(開始)

組合員が各々の ID・パスワードにて全建愛知豊橋支部ホームページへログインした時点でサービスの利用開始とします。

#### 第5条(終了)

組合員が全建愛知豊橋支部より脱退し ID・パスワードを削除した時点で、サービスの利用終了とします。

#### 第6条(自己責任の原則)

組合員は、サービスの利用に際して全建愛知豊橋支部より付与された ID・パスワードによりサービスを通じて収集した情報(組合員名簿)に関する他の組合員又は第三者からのクレーム、問い合わせ、要望(以下「問い合わせ等」といいます。)について、当該行為を組合員自身が為したか否かを問わず、全ての責任を負うものとします。

2. 組合員がサービスの利用の際に、他の組合員、第三者又は全建愛知豊橋支部に対して損害を与えたときは、当該損害が組合員の責任の範囲を逸脱した事が明らかである場合を除いて、組合員は自己の責任と費用をもって当該損害を賠償するものとします。但し、如何なる場合においても組合員と他の組合員又は第三者との間で生じた紛争に関して、全建愛知豊橋支部は関知しないものとします。

3. 全建愛知豊橋支部は、組合員がサービスの利用を通じて得た情報について、合法性、真偽等及び組合員の意図する利用目的の内容如何を問わず、いかなる保証責任も負いません。

4. 全建愛知豊橋支部は、サービスの利用により発生した組合員のいかなる損害(逸失利益及び他の組合員又は第三者から組合員に対して為されたクレーム、損害賠償請求等を含みます。)についても、一切責任を負わないものとします。

5. 全建愛知豊橋支部は、組合員がサービスを通じて収集する情報に関して、組合員と他の組合員又は第三者の間で生じた、名誉・プライバシー等の人格的権利について一切関知しないものとし、組合員は自己の費用と責任で当該紛争を解決するものとします。

#### 第7条(利用上の制約)

組合員はサービスを通じて次の行為を行わないものとします。全建愛知豊橋支部は、次の各号の行為に該当するか否かに関し調査が必要と判断した場合は組合員に対し調査の協力を求めることができ、組合員はこれに協力するものとします。

- (1) 個人情報の漏洩行為。
- (2) 犯罪行為、又は犯罪に結びつく恐れのある行為。
- (3) 他の組合員、第三者又は全建愛知豊橋支部の財産、プライバシーを侵害する行為。
- (4) 法律に違反又は違反する恐れのある行為。
- (5) 本利用規約に違反する行為。

#### 第8条(ID・パスワード)

組合員は、自己のID・パスワードの使用及び管理について、一切の責任を負うものとします。

2. 全建愛知豊橋支部は、組合員のID・パスワードが他の組合員又は第三者に使用されたことにより当該組合員が被った損害について、当該組合員の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負わないものとします。

#### 第9条(情報の消去)

組合員による全建愛知豊橋支部サービスの利用が終了した場合、全建愛知豊橋支部は当該組合員の情報を全建愛知豊橋支部のサーバ上より消去することができるものとします。

#### 第10条(契約約款との関係)

サービスの利用に関し本利用規約に定められていない事項については、契約約款を適用するものとします。

2. 本利用規約の定めと契約約款の定めが抵触する場合は、本利用規約の定めが優先して適用されるものとします。

付則 この利用規約は、2005年4月1日から実施します。